

近代日本の里親慣習

坂井 撰子

Abstract

The purpose of this paper is to examine modern Japanese customs of foster parenthood which have been misunderstood by the public. Some accepted researches concluded that the stagnation of foster parents system is mainly due to foster parents' expectation for the payment for bringing up foster children as well as the labor of those foster children. These researches referred to folklore data, which indicate that such payment has been limited to local traditions in some urban areas and so-called child labor is not by foster children but by adopted children. That is to say, these researches comprehend that foster parents take the charge of the children for profit and they have confounded *moraigo*, adopted children, with such foster children for labor, during course of their study. When child welfare system was rebuilt after the World War , "foster children for labor" became the suitable clamoring model as children needing state protection and publicized exaggeratedly. The subsequent foster care researches have followed this model. Although *moraigo* for labor was surely observed in certain fishing villages, this aspect of child labor has been overly emphasized and other aspects of child rearing have been ignored.

キーワード……養育料 労働力 貰い子

はじめに

近年家庭内暴力、児童虐待といった問題が関心を集めているが、その背景の一つに大きな家族の変動があげられている。森謙二（2002）はこの家族変動の要因として、家族と社会の関係さらには人々の家族に対する意味づけが大きく変化したことをあげ、その変化を家族から生産機能が解除され家族の親密性が強調された近代家族の特徴におく。この親密性について佐藤康行（2006）は、近代以降社会での競争や疎外を克服する補完機能を担ってきた家族は親密性を媒介にして家族成員を私的領域に囲い込んできたが、そうした機能がかえって家族成員を抑圧する結果を招いていると述べ、それが家庭内での暴力の問題等の原因にも繋がっていることを指摘する。

家族が孤立することにより、例えば虐待などで実親との関係がもてなくなれば、子どもは家

族の枠から出て行く事態が起きることになる。日本の現状ではそうした子どもの大半が児童養護施設で生活を送ることになるが、家庭的養護が推し進められる中、子どもたちは里親委託等で新たな親子関係や家族関係を築いている。すなわち、個と個は積極的に繋がらざるを得なくなり、親子夫婦であっても新しい関係性を構築しなければならなくなってきているのである。

このような新たな家族の構築過程をみるために、里親と里子の関係に着目した。村田和木（2005）や和泉広恵（2006）はその関係を、里親への聞き取り調査を通して里親の生活全体から捉えている。これらの里親の生活を描き出した研究を手がかりとして、制度的婚姻家族と異なる里親と里子の関係性から「家族とは何か」を考えていくにあたり、次のような問題点が指摘できる。それは里親や里子についての誤解である。和泉は「里親という言葉には古いイメージがつきまとう。（中略）篤志家という像がある一方で、預かった子どもに過酷な労働を強いる搾取者という里親のイメージもある」と述べており、これらのイメージは里親研究にも散見されるがその背景については言及されていない（和泉 2006：232）。また、村田（2005）は子どもが家庭で安定して育つことの重要性が日本社会では認識されずに浸透しないこと指摘し、このことは村田以前の研究にみられる「子のためではなく家のために子どもを預かる」という見解につながっている。和泉や村田の見解は、里親委託が進まない日本の現状を受けて出てきたものである。「古いイメージがつきまとう」ということ、つまり現在の問題はそうしたイメージに覆われてしまいがちであり、そのような古いイメージをふりはらうことが、里親研究を進めていく上で必要であると考えた。このことから本稿では、誤解されている日本の里親慣習を明らかにしていくことを目的とする。

1 里親研究からみた里親慣習

（1） 里親研究の問題点

里親に関連する研究や文献は大変少なく、研究内容も実態調査の報告であり理論的、構造的な研究に発展していないことが指摘されている（益田早苗 1999、庄司順一 2003）。その数少ない研究の大半は、里親制度の運用体制、業務に関するものである。

ここで、里親制度や用語について若干の説明をしておきたい。児童福祉法の規定によると、里親制度は保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童の養育を里親に委託する制度である。里親制度の運用は、児童福祉法に基づいて定められた省令・通知が基本となる。現在里親は、児童福祉法第6条の3に「保護者のない児童又は保護者に監護されることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望するものであって、都道府県知事が適当と認める者をいう」と定義されている。しかし、昭和22年の児童福祉法制定において施設が一つの条文として規定されたのに対して、里親は平

成 16年の法改正まで括弧書の説明にすぎなかった。さらに里子は省令で一部みられたが児童福祉法上には存在せず、乳児院等の「要保護児童」と区別できないために正しくは「里親家庭に委託されている要保護児童」ということになるが、それでは長すぎて不便なので里子が一般に使用されるにいたった(湯沢雅彦 2005)。

さて、里親研究の動向をまとめた益田(1999)は、日本の里親制度に関する総合的な研究は、児童福祉法によって里親制度が制定されてから 10 数年を経過するまで本格的になされなかったと述べる。益田は里親研究のみならず里親制度の停滞する要因として、長い間里親制度の同じような問題点が延々と指摘され続け一向に改善されないことをあげる。その問題点を整理すると、1960年代からの里親研究の展開において共通に指摘しているのは、日本の独特の家族制度、家族の封鎖性、血縁重視である。制度の停滞を家族制度や意識に帰着して論じていたといえよう。近年でも「日本独特の社会意識のなかで、よりよい里親制度を構築するにはどうすればよいのか」という見解や(須田恒雄 1988:40)、里親大会で里親が増加しないことについて「里親という言葉は古いイメージが強い。イメージアップが必要」というような意見が提出されている(栃木県 2001)。

このような見解に対して、庄司・益田(2001)は必ずしも根拠の明らかでないものもあり印象から述べられていることも少なくないと指摘する。また益田は「安易な国民性や社会的風潮が里親制度を受け入れないと原因づけたことにより、本質的な問題が覆い隠されたのではないかと批判する(益田 1999:95)。里親制度が受け入れられないことを安易に社会的風潮に結びつけるという見解は、里親研究及び里親制度の停滞を考える上で重要である。里親研究における社会的風潮とは一体何をさしているのだろうか。この根拠の明らかでない風潮を丁寧に見ていかなければ、問題点は検証されずに一人歩きし、そのことに原因が落ちてしまうということから脱することができないと考える。このことは今後の里親制度の改善を図る上でも重要なことだと思われ、(2)で児童福祉法制定以前の里親慣習を再考する。

(2) 従来の里親研究で描かれた里親慣習

ここでは里親についての社会的風潮を考えるために、里親研究の理解した里親慣習について検討する。上述のように里親研究が体系的に始まったのは 1960年代であり、その中で里親の歴史についての記述はわずかに数頁であった。最も早く里親慣習を取上げたのは三吉明(1963)であり、それを参考にして松本武子(1972)や坂田澄(1977)が里親慣習について述べ、これらの先行研究が児童福祉法制定以前の里親の歴史や慣習として引用されてきている。

まず三吉は里子を次のように記す。

「里子の由来は口碑伝説によれば、四条大納言藤原公任卿の息女が、京都の洛北岩倉の地に里子として預けられたのに始まるといわれる。(中略)このように皇族公卿諸侯がその子

弟を預けるという貴族的風習から始まったもので、漸次武家商人一般庶民階級にもおよんだものとみられる。（中略）里子とは、村里へ預けられた子を意味し、やがて他人に預けて養育を委託した子を広く里子とよぶようになった。」（三吉 1963：10）

また三吉は里子と類似なものとして貰い子制度、養子制度、名子制度をあげ、これらは歴史的にそれぞれ相違するものと捉えている。養子制度については姉家督相続をとりあげ、養子は同姓相応のものから貰うのに対して貰い子は遠方から貰うのが原則であり、家格の高い家や経済的に豊かな家が貰い子をする場合が多かったという。さらに幼少からの貰い子は手間取りの子よりはずっと地位が高かったが、大きくなってからの貰い子はあまりよい境遇ではなく、漁村では佐渡外海府のヤウシゴなど全国的にもかなり広くこのような制度をもっていたと述べる。この貰い子制度と対照的なものに大原幽学の提唱する育て子制度があったと整理する。

最後に里子が行われる理由を次のようにまとめる。

「イ.母乳不足のため、ロ.迷信から、ハ.私生児の処理として、ニ.労働者の足手まといになるために、ホ.刑罰に伴ってなどが考えられる。いずれにせよ里子制度は、ヘ.他人に養育を委託して、ト.そのためには一定の養育料が種々の名目のもとに里親へ支払われ、チ.預ける期間が定められている。」（三吉 1963：13）

次に松本（1972）は三吉の論考を参考にして古来より他児養育があったとし、里親制度の定義をしている。松本は、里親制度とは母乳不足、母親の病気もしくは死亡、迷信、私生児の処置等保護者側の理由によって一定期間を定めて他人に子どもの養育を委託し、そのために養育料を里親に支払うという型の風習と考えている。里親制度が整っていない時代には種々の弊害を伴っており、児童福祉法制定以前の里親は児童の立場に立っていなかったと述べている。

さらに坂田（1977）は松本と同じ定義で里親制度を理解しており、里子の他に養い子、育て子を擬制的慣習として付け加える。それぞれの語義を説明し養い子とは養育を当面の目的として2つの種類をあげている。第1の種類は身寄りの少ない幼児の育成を目的とするもので、里親慣習とある点では共通点を見出すことができるが、旧来はその近親、特別の縁故のある範囲に限定され一種の義理として行われた。第2の種類は奉公人の型をとり、幼児の養育より成人後の労働力を得ることを目的とし漁村地帯にみられる。

さらに、坂田は第2の種類と同様に農村地帯にもシツケ約束という慣習を取り上げ、次のように説明をする。シツケ約束は将来一人前にしてやるという約束であり、10歳前後の子どもを養育し相当の年配まで家に無給で留めて働かせる慣習である。このシツケ約束は不運の親類や子方筋の子どもが多く、ほとんどが相識の親の間の了解によって成立していた。

上の三人の見解をまとめると、児童福祉法制定以前の里親慣習は、保護者側の理由で養育料をもらって一定期間他児を預かる制度であって、貴族的風習から広まりその古来の風習に貰い子制度等を含めている。これら類似するものを含めた理由は、坂田によればそれらの語彙は風習として里親制度に現れかつ用いられたからという。しかし、これらの貰い子等が里親制度と

して捉えられたという根拠は示されておらず、なぜこのように含めたのか明確でないが、三吉が参考にした事例から推察してみたい。三吉は、貰い子制度について岩本正次（1954）の調査を参考にしており、それは「里親を調査し、指導して行く際、その里親に属する地方の児童養育制度を知っておくことは、ワーカーにとって重要である」という問題意識から書かれている（岩本 1954：59）。岩本は江戸時代からの児童養育制度を養子、貰い子、育つ子の分類で事例をあげて説明し、その当時まで制度を保存し数において多いものは漁家の児童養育制度であると考え、主として漁村で調査を行った。岩本は古来の養育制度と児童福祉制度施行後の里親制度の連携を図るために児童養育制度を捉えようとしたのである。岩本は里親制度に貰い子制度等を含めて述べていないが、これらが三吉らに里親慣習の事例として把握されたと思われる。さらに、貰い子等を研究してきた民俗学の内容とも三吉らの見解は相違している。すなわち貰い子制度や養い子、シツケ約束は、民俗学では里子と区別して養子の範囲に入れている。この里子と貰い子の違いについて後で検討することとしたい。

さてこれらの見解から、なぜ養育料に特徴を置き、貰い子を里子に含めたのかという疑問がわく。それは里親制度が停滞し始めた時期に書かれたこれらの論考は、古い慣習を具体的に表しその弊害を示すことが必要だったのではないかと考える。つまり里親制度の問題点である安易な国民性や社会的風潮が里親制度を受け入れないことの原因であることを示したかったのではなからうか。それは次の三吉の記述からも読み取れる。

「従来ともするとヤウシゴ、ナンキンコゾウ、カジコなどをはじめ労働賃金の全部または一部が前借金の形で養育者から親権者に支払われたり、逆に児童の親権者に養育料として支払われたりして、多くの児童の奴隷化、労働力の搾取、あるいは児童虐待、虐殺、養育料搾取などの形をとるなど、まことに忌まわしい事実が、広義の里子として存在したことに着目してこの規定（「保護対策実施要綱」1949年）は設けられた。」（三吉 1963：23）

三吉はこのようにヤウシゴ等を里子と類似したものではなく広義の里子として捉えているのである。さらに坂田（1977）は、養い子の第2の種類とシツケ約束は教育的機能と社会的人間として成長させる役割を十分に代行していないと批判している。これらの三吉らの見解は近年の里親研究においても踏襲されている。例えば、木村容子は次のように述べる。

「人が労働力としてしか評価されていなかった時代、親に育てられず他家で育てられる子どもたちの待遇は相当粗末なもので、子どもたちの奴隷化、労働力の搾取、虐待、養育料の搾取などの事実が多数あったといわれている。地方によっては、このような社会的イメージが『里子に出されている子ども』のイメージとしていまだ残っているところがあるとも考えられている。」（木村 2007：330）

以上のように、否定的な里親慣習への見方が研究あるいは一般においても受け継がれていることが把握できた。はたして民俗学の研究成果において里親慣習は否定されるものだったのか2の「里親慣習」で検討していきたい。

2 里親慣習

（1） 児童福祉法制定以前の里親慣習

1の「里親研究からみた里親慣習」では里親制度の停滞理由を里親慣習におくことが問題として浮かび上がり、里親研究では養育料に特徴を置き、貰い子を里子に含めて里親慣習を搾取と労働という否定的な側面で把握していた。それを受け、里親慣習が否定的な存在だったのか参考にされた民俗学の見解から検討する。

里子について風習も含めて総合的に定義をしたのは竹内利美である。竹内の定義（1952）が民俗学の辞典類等で継承されている。それゆえ、竹内の見解を中心として里親慣習について整理していく。竹内は、里子を他家へ養育を委託された子ども、養育するものを一般に里親と定義し、それを児童福祉法制定以前と以後とに区分している。児童福祉法制定以後の新しい里親制度を「多く身寄りのない、家庭生活に委ねて成育させようとする社会施策の一つ」とみなし、「夫婦単位の家族が一般化し、親族縁辺の共済の困難となりつつある、近代都市の生活を背景として生れたものとみてよい」とその背景について言及する（竹内 1952：503）。こうした新しい制度と異なるものとして里親慣習を取り上げる。竹内は日本の里子・里親の歴史は古く、また特異な姿をそなえていると指摘して、そこから里子の歴史、風習を展開していった。

里子の歴史は三吉らと同じく、まず公家社会の風習で説明する。時代や地域は三吉と合致するが、竹内は幼年の間だけ近郊の農村の家に里子に出す風習が一般に行われ、自家で育てると柔弱になるからという理由を述べている。この箇所は何に基づいたかわからないが『洛北名物里子の話』（1925）に公家社会の風習が記載されている。この他里子の歴史については、管見の限り秋山喜代子（1993：64）の「里子に出すというのは、中世では乳父・乳母に預ける形をとる」という中世の里子の養育を論じた研究があるが、里子の歴史はほぼこの洛北の里子が引用されている。

「洛北における里子の起源を考えるに、空気の良好、風景の優雅等が原因となって都人士の往復すること盛んなるに従って、洛中人士と洛北住民との間に織り合い関係を生じて、遂にはこの地に自分の子實を託して保育せしめる様になったのであろう。」（京都府社会課 1925：1）

このように人的関係と地の利が里子の預けられた理由として述べられている。大正期以降里親・里子が質的に変化したものの、洛北では室町時代から里子を預かる風習があった。

加えて竹内は、この風習は武家や京都等の町家にもあったことを記す。武家は家臣の家や知行所の百姓などに里子を出し、町家では近郊の村々に預け手習いをする頃に実家に戻らせた。ただし、三吉が述べたような貴族的風習から始まったもので次第に武家商人一般庶民階級にも及んだという貴族から庶民への伝播という考えではない。竹内はあらゆる層の里親慣習の根底

に仮親慣習の存在をみているのである。

「公家社会の里子の場合、里親は里子が実家へ戻った後も、節供などにはその子を訪ね、麻葉形を押しした草餅を贈る例であったという。他の場合でも里親・里子間の交渉は、その後も持続したものである。やはり里親・里子も一種の仮のオヤ・コ関係にむすばれる。」

(竹内 1952 : 504)

つまり竹内は、このオヤ・コ関係を現在の里親・里子関係とは異なる「特異な姿」の要素と捉えているのである。この風習は乳附や捨子の風習と関連し他人の子を成育させる意味をもっていることを、民俗語彙を用いて下記のように説明する。

「長野県北安曇野地方では、乳つけのオヤ(チオヤ)をオチ・オチイというが、里子をも“オチに出す”とっている。また山形・秋田・福島県下などでも、里子をチシロゴ、里親をチシロというが、乳附親もまたチシロである。また愛知県三河地方では、里親をシトネオヤといい、仙台地方ではスタテゴガカ(育て子母)とっている。シトネルはヒトトナルの他動詞で、成育させる意である。しかし岡山県などではソダテオヤというのは、呪術的な捨子の仮親で、またヤシナイオヤをその意に用いる地方はさらにひろく存在する。(竹内 1952 : 504)

このように、里親慣習は乳附や捨親風習にともなう生児の健康のための呪術的な仮親慣習と関連していることを推察している。これらの語彙は、竹内が参考文献にあげた柳田国男の『族制語彙』(1943)と一致し、『族制語彙』ではこの部分が「親子なり」の章であったことから、生みの親子関係以外の仮親の力を借りて子育てをするという柳田の見解を継承していると思われる。そこで、柳田の記述から里子と乳附の風習との関連について検討する。

柳田は、日本のオヤ・コは以前ずっと広い意味をもっており、オヤは生みの親の他に、義理の親すなわちカリオヤがいたという。『族制語彙』にはカリオヤが列挙されている。

「チオヤ」 「乳親又は乳付親ともいう。生れ児には数日の間、他人の乳を飲ませる習慣は、母乳が出ぬ為でも又悪い為でも無く、別に社会的の必要があったものらしい。壱岐ではその乳親には健康で仕合せのよい婦人を頼み、成長の後も盆正月には親子の礼を盡し、終生特別の交際をする習いがもとはあった。」

「チノミオヤ」 「長野県の北安曇郡では、乳親を又チノミオヤともいうが、是をもウバといいニユウバという者もある。同郡北部ではオチ又はオチイ、さうして里子に遣ることも『オチに出す』とっている。山形秋田の二県では里子をチシロコ、里親乳母を共にチシロと呼んでいる。」(柳田 1943 : 105)

この『族制語彙』で柳田は、チオヤを母乳不足ではなく社会的なもので終生特別に交際したオヤであると論じる。さらに、チオヤは数日間乳を飲ませる者にとどまらず乳母と里親も含めていたことも指摘する。柳田はそもそも里子をどう理解していたのだろうか。柳田の里子についての記述は次の3つであると思われる。まず、『史学と世相解説』の中で次のように述べる。

「里子と称して人の子を育てる家々が、一生つきあうのも只の自然の愛情だけでは無かった様であります。その関係が今は型ばかりになっておりまして、なお婚礼の折に承認を求め、もしくは死去の折に伴にたつなどという不文の約束のありますのは、すなわちまたかつては一生オヤとして仕えた名残であったらしいのであります。」（柳田 1963a : 119）

つぎに『親方子方』では下記のように記す。

「生れた最初には母の乳は与えず、誰か健康で仕合せのよい人を頼んで、その乳を飲ませてもらうのは通例の習いだが、壱岐島でも之は乳親又は乳付け親といい、盆正月の付け届けは勿論、以前は一生の間親子の交際をさせた。（中略）里子里親に至っては、心の底からも親子である。三河の北設楽郡ではこの親をシトネオヤ、シトネルは育てるの方言である。」（柳田 1963a : 378）

さらに、『社会と子ども』では、

「生まれて来る周囲には、生みの父母を始めとして、一族一村、すべて其生存を承認しようとする者で満ちていたのだけれども、なほそういう中におやが自分たち以外の、特に力を助け合うべき人を、見立てて頼まずには居られなかったという点に、何か日本だけの特徴があったかと私は思っている。是が生存の最大の危機であり、親の不安の最切なる時だからということもあろうが、実はこの親子成りの契約というものは、壮年期に入ってからもお繰り返されている。（中略）幼年期の取親として最も有名なものは乳親である。（中略）そうして引き続いて他家に乳養を託す者は、別に里親とかチシロとかいって、この乳親の中には入れなかったように思われる。」（柳田 1963c : 218）

上記から里親慣習は他家に自分の子育てを頼むことであり、その里子里親の関係は生涯続くという共通項がみえる。しかし、里親の感情については「自然の愛情ではなかった」のか「心の底からも親子」なのか、さらに里親は乳親の中に含めるのか否かという『族制語彙』との差異は疑問が残るが、ここでは共通項を里子の特徴として捉えていく。

ここまで竹内の理解をもとに里親慣習をみてきたが、その根底には仮親慣習が存在し、公家社会でも農村でも子どもが健康で柔弱にならないよう他家から子を育ててもらう慣習があった。そこには、里親研究の児童の奴隷化、労働力の搾取等の見解は見出せない。なぜこうした齟齬がでてしまったのだろうか。

（２） 里親慣習と貰い子

ここでは、里親慣習が否定的に里親研究の立場から受け取られる要因について検討する。一つ目の要因として、養育料の問題があげられる。養育料が里親研究の立場から、里親慣習が児童のための他児養育ではなかったとする見解につながっているからである。実際に里親慣習の中で養育料は支払われたのかみてみることにする。

まず、公家社会の風習について『洛北名物里子の話』の中に養育料の記述がある。

「保育料の問題も昔は無料か又極めて低廉であった。昔の里子では知る邊に託したもので縁故のない家から預かる様になったのは近頃で、従って保育料等はあまり問題ではなかった。ところが今は2百円3百円多いのは4百円に及」び、江戸や明治の里子の事例にも「勿論今の里子の様に保育料何円といった様なことはなかった。」(京都府社会課 1925:8)

つまり古くは養育料を目的としなかったのである。洛北では、身分の高い人から子を預かるのは名誉であって、里子が成長して里親のところに訪問することを有難く受け止めていた。こうした伝統から洛北は里子が受入れやすい土地とされたが、大正時代には北陸や関東からも私生児等の特別な事情の里子を預かるようになって、そうした事情と共に高額な保育料が発生したと考える。

また村では、柳田が「婚礼の折に承認を求め、もしくは死去の折に伴にたつなどという不文の約束のありますのは、すなわちまたかつては一生オヤとして仕えた名残であった」と述べるように、養育料というよりも庇護奉仕の関係が里親・里子の関係にみられた(柳田 1963a:119)。養育料は公家社会でも村でも出てこないのである。竹内は養育料について次のように述べる。

「江戸時代の捨子養育に、多少の添金をして篤志のものに託する制度も、またそれ(平安初期の里預制 - 筆者)に近いものである。しかし、これはモライコ(養子)であって里子ではない。官の力を介しないモライコは、さらに一般的であった。ただし近世都市には、前掲の里子とは別のものがあつた。(中略)母親の足手まといの子に添金をして近郊の農家に養育をたのむものがそれで、一方このような里子養育を半ば職業的にしているものもあつたらしい。(中略)そして里子といえ、今日ではむしろ、こうした実の親の養育できない子供の処置方法となり、一方の古い育児法としての里子は、すでにほとんど忘れられている。ことに都市のある種の職業婦人などに、とくにこれが残り、里親もまったく養育料目当になっては、里子虐待の弊も生じがちであった。親族・縁者の共済意識が強く、また余剰労働を收容しうるオヤカタ百姓(大地主)も存在した明治初期までの村々では、こうした里子はほとんどなかった。それらはすべて、モライコ(養子)あるいは厄介の形で他家にひきとられ、一人前に成育されたのである。つまり、このような親に養護能力のない場合の里子は、おもに、新しい都市生活のうちに、生じた。」(竹内 1952:504)

すなわち養育料は近世都市の一部の例であって、金銭が里親慣習の行われた動機となっていなかったことを主張しているのである。

如上から養育料を払って里子に預けたのは近世都市以降の慣習で、裕福な家のものが農村に預ける、または農村内の里親慣習では養育料は重視されていなかったといえよう。近世都市では「里扶持」と呼ばれる養育料を村の農家に渡して子どもを育ててもらったのである。例えば江戸後期の小山田与清(1840頃)は「今世乳不足して小児を他に預けて養はしむるを、里にやるとも、里児とも、預け児ともいへり。下さまの風俗、里扶持とて一ヶ月一分一朱也。或は一歩

と銭二百文、または二歩の定もありて一様ならず」と記す。このような時代と地域が限定された慣習を古来の里親の姿としたことに否定的な見方をされることの原因の一つがあると考え。

二つ目に、里親制度の研究において里子が労働力とみなされたことも否定的なイメージにつながる要因としてあげられる。里子はなぜ搾取される労働者と結びついたのか。上記の養育料との関係から次のような里子と貰い子の混交が発生した。

宮本常一は養育料の支払いによって貰い子がそのまま里子として認識されたことを指摘した。

「この地方には里子も行われている。これは役場の方から依頼がある。里子を預かると一日 100 円くれることになっており、18 歳まで家へおくことにしている。おなじ東通村大利ではもらい子が里子にかわって来たのは昭和 7～8 年頃であった。里子ならば役場から金が出た。」（宮本 1969：170）

竹内も「モライコ形式の奉公人は牡鹿半島の磯漁地帯にかつては一般的のもので、なお今日もその残存はめずらしくなく、新しい『里親制度』との奇妙な混交も、近年みられるようである」と述べている（竹内 1959：77）。こうした混交は里親研究に及んでいることは、三吉らが里親制度を貰い子制度等と同様なものとして述べていることから伺える。そもそもこの混交は、里子と貰い子の違いがわかりづらいために、誤解を招いたとも考えられる。そこで、貰い子について整理しどこに「搾取される労働者としての子ども」の要素があるのかを検討する。

以下、里親慣習との相違を明確にするために、竹内の「養子」（1954）の記述をもとにして貰い子について述べる。竹内は、里子は一定期間他家に養育を委託することをさすが、養子は事実上子でないものに、法律上実子と同じ身分を与えること、またこれによって親の身分を取得したものを養子と定義する。日本の養子制度は、古くから家制度が強固にあったので家のための養子が存続してきた。しかし、家相続の養子だけではない非相続養子も存在したのである。この養子は、子どもの養育を目的としているが、性質を異にしたいいくつかの種類がある。一つの種類は養い子であり、親類縁辺の子どもで扶養者がいない、あるいは親に扶養の力のないものを引き取って親がわりに養育するものである。だが旧来のものは、近親その他の特別の縁故のある範囲に限定され、一種の義理として行われるにすぎなかった。柳田の『族制語彙』（1943）では、養い子は「至って手軽に、自由に行われていた」ことが示され、養い子に子守などをさせ、成長すると共に家業を教え込んで、末には他人に縁付け又は分家をさせる場合も多かった。竹内はそこに「一定年限の後には実家に戻すこともあり」と加え、「身寄りのすくない幼児の成育を、直接の目的とするもので、里親慣習と、ある点では共通しており、またあたらしい養子（子の保護）とも、ほとんど同じである」という見解を述べている（竹内 1954：1540）。

もう一つの種類は貰い子である。竹内は幼児の養育より、むしろ成人後の労働が目当てのもので、それは「養子の型をとる奉公人」の一型と定義する。農・山村の貧農の男児を 4～8 歳頃に貰い受けて養育し、成育後は働かせて家の経営に助力させ、結婚適齢期になると本人の意向に任せて実家に戻すか独立させるか養家の分家とした例も少なくない。これは、漁村地帯に多

くみられた。労力と幼時からの慣れを必要とする漁村では、農・山村の貧農の子の余剰労力を貰い子という形で引き受けたからである。こうした漁村での労働が、川島武宜から次のように着目され奴隷制養子と規定された。「かれらは明確に『貰い子』として意識されたのであり、戸籍の記載の形式はここでは重要な意味をもたない。かれらの待遇は実子より悪く、食べるものもちがっていた、という。漁業のほか日常の労働にも相当ひどく使われた。しかも昔ほど待遇は過酷であった」(川島 1983: 26)。竹内は川島のこの見解に対し、「幼時の養育とひきあてにその労力を購う型であり、養子の名でその人身を全面的に拘束するものともいえるが、ここでは、家業のため労力を充実する目的で、こうした養子の一型が行われたこと、それは賃労働以前の古い型で、とにかく家の一員として、労力をとり入れるものであることを注意するにとどめる」と答えている(竹内 1954: 1540)。

さらに竹内は貰い子に関連してシツケ約束の養子があると考える。この養子は、将来一人前にしてやるという約定で10歳前後の子どもを養取し相当の年配まで家に留めて働かせるもので給金はなく、2、3男が独立するまで親元で働くのと同様に扱われ大して差別がなかった。この約定は相識の親の間で結ばれ、不運の親類・縁辺や子方筋の子女が多かった。養育とひきあてにその労力をすべて家経営に奉仕させる型ではあったが、成人の身の振り方に養家が責任をもってあたる点が貰い子の類とは異なるのである。

上記の竹内の養子について整理すると、養い子は一定期間預かる点と幼児の育成を目的とする点で里親慣習と共通しており、シツケ約束の養子は養家が責任をもつ点が貰い子と異なる。里親慣習との共通点があることや、養子について具体的にどう責任をもったのか等わかり難い面があり、他の研究分野から誤解を招く可能性があることは否めないと思われるが、これらの中で「搾取される労働者としての子ども」に当てはまるのは貰い子であることは把握できた。里親研究では磯漁を行う限られた地域の貰い子が注目されたのである。里親の否定的なイメージの要因といえる養育料は時代や地域が限定されていたこと、「労働者としての里子」は里子ではなく貰い子であったのである。

3 「貰い子」と他児養育

(1) 「貰い子」の待遇

2の「里親慣習」で民俗学の立場から里親慣習を検討した結果、里子は他家へ養育を委託された子ども、養育するものを一般に里親といい、子どもが健康で柔弱に育たないように子どもを預け、その里子里親の関係は生涯続く風習と捉えられていた。そこには否定的な見解はみられず、里親慣習の特徴としてあげられた養育料と労働力は里子ではなく貰い子に該当した。

ここでは、里親研究で里子の代表的な姿として取上げられてきた貰い子が、搾取される「労

働者としての里子」になった経緯について考察していく。里親慣習には二つの流れがあり、一つは裕福な家が「子どもが柔弱にならないように」という願いから農村に預けるものと、もう一つは子どもが健康に育つよう呪術的な意味合いをもって農村内で行われたものである。それらは児童の立場に立ったものではなかったとはいえない。しかし、このような保護者が存在して子どもの健康を願って行われた里親慣習も児童福祉法制定以後否定されるに至る。新しい里親制度の要保護児童を養育するという考えに適したのは、漁村で働いていた貰い子であった。児童福祉が謳われた時代には、可哀想な貰い子が里親慣習の代表的な子どもとして人々に捉えられ、2の「里親慣習」でみたようにそれらを違う慣行と捉えていた宮本や竹内には、貰い子と里子とが奇妙に混交していると映ったのであろう。

では貰い子に着目すると、搾取される労働者というように簡単にいうことはできない。竹内は『奉公人・雇い人・徒弟』の中で、磯漁の衰退と漁業における賃労働の発展という経済活動の変化によって「養育の面は、むしろ二義的に考えられ、やがては人身売買とみられるきわめて廉価の前借金支給による長年季奉公、その強い拘束性と搾取ぶりのみが、誇張されて伝えられるようになったと思われる（「怒りの孤島」のように）」と述べている（竹内 1959：79）。漁村の過酷な労働の様子は映画「怒りの孤島」を代表として人々に衝撃的に伝わったという。「怒りの孤島」は、次のような粗筋である。

「昭和33年、先にNHKラジオ劇で話題となった『怒りの孤島』が映画化される。これは瀬戸内海のある島での舵子制度を児童虐待として告発する視点から制作された映画で、島へと雇われてきた身寄りのない子供らの話であるのだが、ある子供などは鰯を盗んだという理由で箱の中に閉じ込められ、餓死してしまう。」（誰が昭和を想わざる）

竹内はそれに対し一般に実情はそれほどのことではなかったとして「三陸漁村の事例などには、古い家族意識にもとづく形がよく伝存され、たとえ、第一義は漁家経営の必要におかれていても、養育と漁夫としての自立の配慮が、近年までかなりゆきとどいていた」と主張する（竹内 1959：79）。また、宮本もそれが誇張されたことを裏付けている。

「終戦後間もないころ、梶子事件というのがあって新聞をにぎわしたばかりではなく、その後『怒りの孤島』という映画にもなって関心をよんだことがある。この映画を見ると島の人々はみんな非情で、その家で使っている梶子を獣同様に扱っていることになる。（中略）。『怒りの孤島』のはじめに、この映画は瀬戸内海の島で行われた事実を描いたものであると記していたが、この映画を見た梶子たちが、『あれはみんなウソや』と失望した。」（宮本 1986：157）

宮本の述べる梶子事件について少し説明を加える。

「戦後になって広島から戦災孤児を連れて来て舵子として働かせるようになった。この戦災孤児らは島で盗みを働いたりした。それも頻繁であった。それまで狭い島の事として犯罪などまったく存在しなかった事もあり、孤児なので親元に送り返す訳にもいかず、罰

として折檻したら運悪く死んでしまった子どもがいたというのである。それを島から脱走した子供が警察に訴え出たため、昭和23年、舵子事件として騒がれてしまう。」(誰が昭和を想わざる)

なぜこのような誇張される事態が起きたのだろうか。そこには、児童福祉の考えを普及させたいという政府の意図があったと考える。児童福祉法成立過程をみていくと、敗戦直後はアメリカの社会福祉の影響を受け政府の構想は、児童保護事業の徹底強化にあった。昭和22年の児童福祉法(案)要旨に次のようなこの法にかける意気込みが述べられる。

「敗戦日本が、将来、民主主義に徹底して、文化国家として、力強い歩みをするためには、現在の児童の健康を始めその福祉の増進に、特に深甚な考慮をはらわなければならない。(中略)わが国現下の社会的混乱は、最も罪のない児童を重圧し、戦災孤児、引揚孤児、浮浪児等の発生増加を見、青少年の不良化、道義の頹廢は、世人の憂慮をかっている。かかる不幸な児童の保護を徹底するとともに、その未然防止をはかるために、この法律を制定する必要がある。」(児童福祉法研究会1978:763)

しかしながら厚生省児童局は、この法について知っている人はその当時きわめて限られた範囲の人であると指摘し、「根本的には長い殺伐としたこの国の歴史段階に影響されている」として年少労働の保護を問題の一つとする(厚生省児童局1948:1)。さらに、昭和23年の中央福祉委員会においても児童愛護思想普及宣伝に関する件を議題としてマスコミ関係者の委員からメディアを通じて「国民がいかにすれば関心をもつか」についての会議が設けられた。しかしその中で、施設長である委員から次のような反論がでている。

「映画、放送、新聞界の人々より話があったが私は今戦災孤児50人を養っている。新聞などでは彼らを可哀そうに報道している。(中略)彼らを特殊なものとして考えさせるので鐘の鳴る丘はできる文子供たちにきかせないようにしている。」(寺脇隆夫1996:270)

この意見と梶子の事例が戦災孤児であったことを考え合わせると、児童福祉の推進が彼らの存在を誇張し特殊化したといえるだろう。坪郷康(2008)は梶子事件を「山口県の児童福祉の汚点」とみなし、そのため島に児童養護施設が設立されたことを述べ「児童福祉法が出来たときに、児童虐待という形でマスコミがとりあげた」という見解を述べている(坪郷2008:116)。

柳田の『族制語彙』によると戦災孤児等と異なる貰い子も「子供の時から育てるので給金は無く、待遇も下男下女とは区別している。(中略)諸県の漁村にも、家に実の子が何人もあるのに、そういう貰い子をする風が近い頃まであった。戸籍には入れないのであるだろうが、自他ともにその家の家族と見ている。自分の実地に就いてみているのは、会津の只見川中流の某部落、ここには老若幾代からのもらい子が同居し、そのまま終わる者もあるらしかった」(柳田1943:215)。下男下女との相違点までは述べられていないが、貰い子は自他ともに家族とみていることがしめされている。さらに宮本は貰い子について調査し全国5地域での様子を記している。

下北では「養子は下男下女と違う。養子は実子と大差をつけない。子供は20歳になる頃

までいたし、途中で実の親のところへ遊びにかえる者もあり、20歳をすぎれば自由にされた。(中略)もらう方も6人の子が必要であったのではなくて、相手が困っているのならもらって来ようという程度の気持でもらったもので、そのための貧乏はそれほど気にしなかった。もらい子は自分の子とかわることなく育てたし、明治の中頃まではみな自分の籍に入れて育てている。」

酒田市飛島では「もらわれて来る子は家が貧乏であるか、子供が多いか、あるいは親を早くなくしたもので、いずれも不幸な星のもとに生きていた。(中略)働き者は養い親の方が中々はなさず、よい家を見つけて婿養子に世話してくれることが多かった。(中略)もらい子をもらって来る家は昔はただ気の毒だからといってもらうことが多かったが、大正昭和の初めには子のない人がもらい子するものが多くなった。」

佐渡では「養子というよりは下男として待遇されたものが多かったようで、小田では養子はたいてい土間の隅に座をつけてそこに寝させており、よい家で台所のイロリのそばに寝させていた。4~5歳の頃から来て25歳までいるのが普通で、25歳になって、春先に25歳の祝いをおこない、フクギモノとよぶ着物をつくってやると、養子は独立できることになる。養父の方が八反以上もつくっている家ならば家をつくってやって、土地を少し分け、大工や炭焼で生活できるようにしてやれば養父としての役割はすむ。」

日間賀島・佐久島では「日間賀島：食事や寝場所などはその家の子供と何ら異なることはなかったが成長してからの保障はなかった。そこで物心がついて来ると養家を出てゆくものが多く、戦後もらい子の風習はほとんど姿を消して来た。だいたい20歳くらいになるとみなにげ出してしまうのが普通であった。佐久島：親たちは子供の労力をあてにして育てたわけではなく、不幸な子をほんとうに気の毒に思ったから育てた者が多かったわけである。(中略)もらい子を育てる家では、もらい子が成長した後、船乗りになってそのもうけを養い親がとるといようなことは少なく、実の子のためのたよりになるものがあれば、実の子のためにもなろうという程度のことから育てたものが多い。したがってもらい子が独立した後は親戚としてのつきあいをした。」

山口県羽島では「養い子がどこの家にも一人や二人はいた。そして20歳になるころまでは島にいたが、たいてい実の親のところへ帰っていった」(宮本 1969 : 171-189)。

宮本の事例を労働の搾取という点でみると、日間賀島では逃げ出してしまうのが普通とあるように過酷さがみてとれる。しかし他地域では、家族同様の扱いをしたり行く末の面倒をみたり貰い子に良い待遇をしているところもある。また働かせるというより、かわいそうだから引き受けるというむしろ子どもの立場に立った要素もあることが注目されるだろう。

さらに、平山和彦が昭和36年に行った調査では「家を継がせる目的ではなく、労働力を得るために一定期間養子をとるとい慣行が日本の各地にあった。(中略)フナブ(漁の配当金)の一分を小遣いにする者は蟹入りのときにモライオヤが世話をし、一分五分の者は自分で費用を

出す。モライゴの分家はインキョグラシという。長じてからも差別は多少あったらしいというが、村寄合での差をつけられることもなく、村で相当な地位についた者もあった」(平山 1974 : 335)。多少といえども差別の存在が確認されるが、ここにも搾取や虐待に至るまでの子どもの姿は現れていない。

以上のことから、児童保護の立場の人々は、漁村の貰い子たちに児童福祉法に則った日本の保護されなければならない里子の姿を当てはめ、メディアが児童虐待・搾取という視点で伝えたことから過酷な「労働者としての里子」イメージが形成されたと考えられる。しかし宮本らの事例をみていくと、それは実態とは必ずしも一致していなかった。

(2) 労働力確保のための貰い子

(1)の『貰い子』の待遇」では貰い子が児童保護や里親制度研究の立場から、要保護児童としてのモデルとなったことが浮き彫りになったが、ここでは「貰い子」に対して若干問題提起を試みたい。

貰い子はとくに漁村の「労働力確保」という視点で把握され、民俗学の立場から着目されてきたといえよう。長谷川善計(1988)は、オヤ・コが労働組織において労働の統率と指導にあたるオヤとその下にいる労働成員をしめす語であり、民俗学的立場では親族的性格をもった擬制的親子関係や養子制度よりも非親族的性格をもつ各種の擬制的親子関係を重視し、それを擬制的オヤコ関係として捉える傾向が強いと述べる。また鳥越皓之(1985)は、養子は現在でも日本では稀ではなく、家は永続しなければならずまた一個の経営体であったので一定の労働力を必要としたという。非親族組織の擬制的親子関係およびその労働力は家にとって重要な問題関心であったからである。しかしこの「労働力確保」に太田素子は疑問を呈する。

農村における貰い子を宗門人別改帳で分析した太田(2007)は、次のように述べている。

「12例を注意してみると、子どもの性別や年齢、貰った家族の事情は必ずしも一定の法則性が見られない。(中略)貰った家族の事情も、後継者のいない家ばかりではなく、実子と同性、同年代の子どもを貰ったり、実子の成長後に愛玩のような年齢の子どもを貰う例など、子どもの必要性が自明な場合がかえって少ない。受け入れた家の持高は、一石未満の零細農家が六軒で過半数を占め、それ以外を五石以上と未満にわけると、いずれも二軒ずつで、大高持ちが率先して貰ったというわけではない。」

「民俗学では、この貰子の習俗について、動機を主として将来の労働力確保のためと考えている。しかし一石未満の小農にとって、乳幼児を貰い受けて育てることは将来の労働力確保のためにどのような意味をもつだろうか。ここでは貰子の性格や動機について早急な結論を避け、養育困難な事情にある子どもを人々が積極的に引き受けて養育する傾向を持っていたことのみを確認しておきたい。奥州の子返し(間引き)防止策としての産子養育

制度、都市や四国で報告されている捨子養育のしくみとならんで、貰子という養育のしくみを検討する必要があるのではないか。」（太田 2007：269-270）

太田は現段階では貰子についてこれ以上述べていないが、江戸後期に労働力を目的としない他児養育があったという興味深い見解をしている。

民俗学では、労働力確保の他に「生まれて来る周囲には、生みの父母を始めとして、一族一村、すべて其生存を承認しようと待てる者で満ちていたのだけれども、なほそういう中におやが自分たち以外の、特に力を助け合うべき人を、見立てて頼まずには居られなかったという点に、何か日本だけの特徴があったかと私は思っている」と捉えていた（柳田 1963c：218）。柳田は、前近代社会では生みの親が責任を負うのではなく、社会全体が責任をもって育てるというシステムが成立していたと考えたのである。このことは非親族を取り込む家制度につながっていく。この、社会で子どもを育てていたという視点と、家に所属するための労働力の提供という視点の両方から貰い子を考えれば、社会で子どもを育てる方法として子どもが労働力として参与していたといえるのではなからうか。

しかし近年民俗学では事典類の項目に労働力としての貰い子を設けている。労働力としての貰い子を焦点化することで他児養育という側面が弱くなり、そうした事例に児童福祉を推進する人々が着目して児童保護の格好のケースとして取上げるようになったと考えられる。その漁村の見えやすい子どもの姿が、その後の里親研究の否定的な見解に結びついたといえるだろう。

まとめ

里親・里子に否定的な古いイメージがあるのはどこからきているのだろうか。里親制度の先行研究を整理してみると次のような問題点がある。里親研究では里親制度が受け入れられないことを安易に社会的な風潮に結びつけており、このことは里親制度研究及び里親制度の停滞につながっていると考えられ、里親研究における「わが国独特の社会的風潮」を明らかにする必要があると感じた。

まず、この社会的風潮を里親研究の先行研究からみた。児童福祉法制定以前の里親慣習は「保護者側の理由で養育料をもらって一定期間他児を預かる制度で、貴族的風習から広まり、その風習の中に貰い子等を含む」と定義され、養育料に特徴を置き、従来いわれてきた里子と貰い子の区別をなくし、里親慣習を搾取と労働という否定的な側面で把握されていた。

つぎに、里親研究が依拠している民俗学の研究成果から里親慣習を検討した結果「里子は他家へ養育を委託された子ども、養育するものを一般に里親とし、子どもが健康で柔弱に育たないために子どもを預け、その里子里親の関係は生涯続くという風習」という共通理解がされていた。そこには里親研究からの否定的な見方は該当せず、里親慣習の特徴としてあげた養育料と労働力は、里子ではなく貰い子であった。

そこから、里親研究で里子の代表的な姿として取上げられてきた貰い子が、搾取される「労働者としての里子」になった経緯について考察した。児童保護の立場の人々は、漁村の貰い子たちに児童福祉法に則った日本の保護されなければならない里子の姿を当てはめて、児童虐待・搾取という視点からメディアを媒体にして伝えたことから、過酷な「労働者としての里子」イメージが形成され、それが里親研究に継承されたと考えられる。さらに、民俗学における貰い子も漁村労働の一部であるという事例が記されたが、労働力の面が強調されることによって他児養育の面が落とされていったということが推察された。この漁村での貰い子は、里親研究が思い描く、児童福祉法によって保護されなければならない児童の姿として強調され取り上げられたと考えられた。

里親慣習には児童保護ともいえる他児養育が行われてきた側面があるにもかかわらず、否定的なイメージを伴うことにより、現在でも一般の人々に影響を与え、里親が日本で増加しないことにつながっていることが確認された。今後は、そうした過去のイメージを転換し、里親・里子、さらには里子と思われてきた貰い子に子どもを育てよう助けようとしていた側面があったことを再確認して、現在受け止められているような里親が増加しない対策を考えていく必要がある。

(謝辞)宮城県中央児童相談所職員の木皿様にはご面倒をおかけして資料をご送付いただき感謝申し上げます。

< 引用文献 >

- 秋山喜代子、1993、「養君にみる子どもの養育と後見」『史學雑誌』102、64-88。
- 和泉広恵、2006、『里親とは何か 家族する時代の社会学』、勁草書房。
- 岩本正次、1954、「児童養育制度史雑考 宮城県を中心として」『宮城県児童相談所紀要第2集』、59-63。
- 太田素子、2007、『子宝と子返し 近世農村の家族生活と子育て』、藤原書店。
- 小山田与清、1840頃、『松屋筆記』104(市島謙吉編、1908、『松屋筆記』3、国書刊行会) 298。
- 川島武宜、1983、「日本封建制のアジア的性質 奴隷制の一形態としての養子」『川島武宜著作集』10、岩波書店、18-33。
- 木村容子、2007、「子どもの福祉の視点に立つ里親制度のあり方に関する検討」『京都光華女子大学研究紀要』45、329-348。
- 京都府社会課、1925、『洛北名物里子の話』(上笙一郎編、1988、『日本子どもの歴史叢書』28、久山社)。
- 厚生省児童局編、1948、『児童福祉』、東洋書館。
- 坂田澄、1977、「里子の語義」松本武子編『里親制度 その実践と展望』相川書房、17-20。
- 佐藤康行、2006、「アジアの家族像」諏訪春雄編『非婚・崩壊・少子化 どこへ行く日本の家族』、勉誠出版、91-100。

近代日本の里親慣習（坂井）

- 児童福祉法研究会編、1978、『児童福祉法成立資料集成 上巻』、ドメス出版。
- 庄司順一・益田早苗、2001、「日本の里親制度の現状と課題」養子と里親を考える会編『養子と里親 日本・外国の未成年養子制度と斡旋問題』、日本加除出版株式会社、81-101。
- 庄司順一、2003、『フォスターケア 里親制度と里親養育』、明石書店。
- 須田恒雄、1988、「里親制度の現状と今後の展望」『月刊福祉』72(9)、40-43。
- 竹内利美、1952、「里子」日本民族学協会編『日本社会民俗辞典』2、誠文堂新光社、1533-1541。
- 竹内利美、1954、「養子」日本民族学協会編『日本社会民俗辞典』4、誠文堂新光社、503-505。
- 竹内利美、1959、「奉公人・雇い人・徒弟」大間知篤三他編『日本民俗学大系』4、平凡社、62-93。
- 坪郷康、2008、「語りつぐ山口の福祉 昭和30年代の児童問題と相談援助」『山口県立大学社会福祉学部紀要』14、111-127。
- 寺脇隆夫編、1996、『続 児童福祉法成立資料集成』、ドメス出版。
- 栃木県里親支援検討班、2001、「里親支援に関する報告書 H15年3月」、栃木県、3。
- 鳥越皓之、1985、『家と村の社会学』、世界思想社。
- 長谷川善計、1988、「序論」大竹秀男他編『シリーズ家族史 擬制された親子 養子』2、三省堂、7-16。
- 平山和彦、1974、「日本における擬制的親族関係」『講座家族 家族・親族・同族』6、弘文堂、325-357。
- 益田早苗、1999、「わが国の里親研究の動向と今後の課題」『青森保健大紀要』1(1)、91-97。
- 松本武子、1972、「児童福祉法制定以前の里親」『児童福祉の実証的研究』、誠信書房、369-370。
- 三吉明、1963、「わが国里親制度の発展」三吉明編『里親制度の研究』、日本児童福祉協会、10-32。
- 宮本常一、1969、「日本の子供たち」『宮本常一著作集』8、未来社、13-190。
- 宮本常一、1986、「離島の旅」『宮本常一著作集』35、未来社、7-284。
- 村田和木、2005、『「家族」をつくる』、中央公論新社。
- 森謙二、2002、「はしがき」比較家族史学会編『家族 世紀を超えて』、日本経済評論社、 - 。
- 柳田国男、1963a、「史学と世相解説 国史回顧会公演」『定本柳田國男集 24巻』、筑摩書房、107-125。
- 柳田国男、1963b、「親方子方」『定本柳田國男集 15巻』、筑摩書房、370-390
- 柳田国男、1963c、「社会と子ども」『定本柳田國男集 15巻』、筑摩書房、205-233。
- 柳田国男、1943、『族制語彙』、国書刊行会。
- 湯沢雅彦編、2005、『里親入門 制度・支援の正しい理解と発展のために』、ミネルヴァ書房。
- 誰が昭和を想わざる、<http://www.geocities.jp/shouwahistory/history03/23h.html> (2008/10/14)。

主指導教員（佐藤康行教授） 副指導教員（池田哲夫教授・飯島康夫准教授）